

幼児教育・保育の 無償化が始まります！



令和元年10月から、3歳から5歳クラスまでの幼稚園、保育所などの利用料が無償化されます。0歳から2歳クラスまでの市民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

利用施設	対象者	無償化上限額 (月額)	保育の 必要性 ※1	無償化を 受けるた めの申請
認可保育所 認定こども園 地域型保育事業	●3～5歳児クラスの子 ●市民税非課税世帯の 0～2歳児クラスの子	全額無償 (延長保育料は 対象外)	要	不要
幼稚園※2	教育時間	●3～5歳児クラスの子 ●満3歳児クラスの子	不要	要
	預かり保育	●3～5歳児クラスの子 ●市民税非課税世帯の 満3歳児クラスの子	要	要
認可外保育施設 一時保育 病児保育 ファミリーサポート センター	●3～5歳児クラスの子	37,000円/月	要	要
	●市民税非課税世帯の 0～2歳児クラスの子	42,000円/月	要	要
障害児通園施設	●3～5歳児クラスの子	全額無償	不要	不要

※1 就労等の理由により、保護者が当該児童を保育することが困難である旨の認定を受けること。

※2 幼稚園と認可外保育施設等を併用している場合、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、一定の基準未満である場合に限り、幼稚園に加え、認可外保育施設等の利用も無償化の対象になります。上限は、月額11,300円—預かり保育無償化対象額です。

無償化の対象とならないもの

延長保育料、給食費、行事費等は無償化の対象外になります。

必要な手続き

上の表で「無償化を受けるための申請」が「要」となっている施設を利用している場合、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



戸田市役所 保育幼稚園室 電話 048-441-1800(内線 288)

戸田ヶ原自然再生キャラクター
とだみちゃん